

日本電信電話株式会社等に関する法律の 一部を改正する法律

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課課長補佐 中島 明彦
総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課課長補佐 榎 宏謙
総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課主査 田中 沙也加

要 旨

第213回通常国会において成立した「日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」は、我が国の情報通信産業の国際競争力の強化を図るため、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社について、研究に係る責務の廃止、外国人役員に関する規制の緩和等の措置を講ずるものである。

キーワード：NTT法、研究の推進及びその成果の普及の責務、外国人役員規制

1. はじめに

第213回通常国会において成立し、令和6年4月25日に施行された「日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第20号。以下「本法律」という。）は、近年における日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）並びに東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）を取り巻く社会経済情勢の変化に鑑み、会社及び地域会社（以下「会社等」という。）について、研究に係る責務の廃止、外国人役員に関する規制の緩和等の措置を講ずるものである。

本稿では、本法律の制定に至る検討の経緯を紹介した上で、本法律の内容について解説することとしたい。なお、本稿中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきたい。

2. 検討の経緯

我が国は、少子高齢化の進展、景気の長期低迷による経済的地位の低下、自然災害リスクに加え、厳しさを増す安全保障環境等、様々な課題を抱えている。情報通信インフラは、コロナ禍を契機とした需要の高まりやAI・ロボット市場の拡大等による社会全体のデジタル化の更なる進展が見込まれる中で、あらゆる社会経済活動を支える基盤かつ経済成長の牽引役としてその果たすべき役割が飛躍的に高まっている。

一方で、国外に目を向けると、ネットワーク機器及びサービスの国際市場において、我が国のシェアは低く、情報通信産業のグローバルな競争力は回復していない状況にある。今後、国際競争力の強化に向けて、国際展開や研究開発を積極的に推進することが重要になっていくところ、時代に即した制度の見直しを不断に行うことで、この環境変化に迅速かつ柔軟に対応する必要がある。

このような状況の中、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部

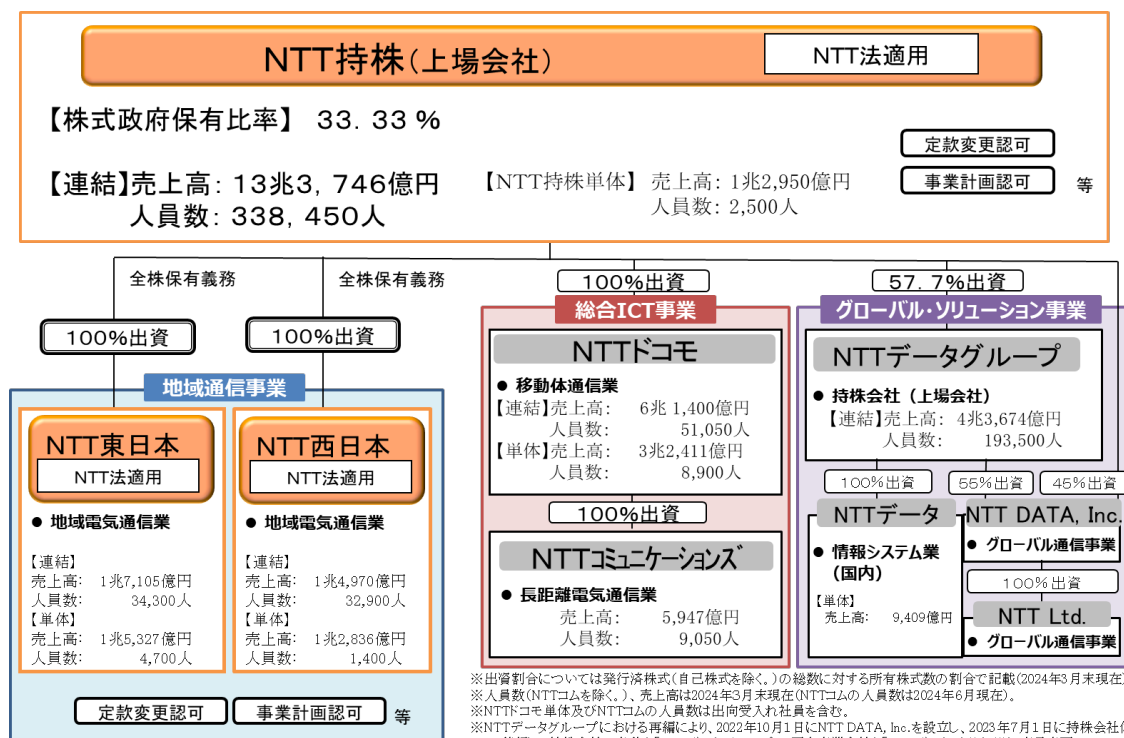
を改正する法律（令和2年法律第30号）附則第5条では、施行後3年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされており、これを踏まえ、令和5年8月に総務大臣から情報通信審議会に対し、同法の施行状況を含む通信政策の在り方を検討するため、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について諮問がされ、令和6年2月に第一次答申が取りまとめられた。

この第一次答申では、国際競争力の強化を図る観点から、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）の関係規律について検討を行った結果、早期に結論が得られたものとして以下の「速やかに実施すべき事項」が整理された。

- ・ 研究の推進の責務及びその成果の普及の責務の廃止
- ・ 外国人役員規制の緩和
- ・ 役員の選解任の決議に係る認可の緩和
- ・ 剰余金の処分の決議に係る認可の廃止
- ・ 商号の変更の可能性

本法律は、この第一次答申に基づき、「3. 主な改正の内容」で示す事項について措置を講じたものである。

図. NTTグループの概要



3. 主な改正の内容

3. 1. 研究の推進の責務及びその成果の普及の責務の廃止

N T T法では、会社等が日本電信電話公社から技術力やノウハウ、技術陣を引き継いだことに鑑み、会社等に我が国の技術発展の牽引役を担わせるとともに、その研究成果を独占することなく、公平な条件で情報開示することが必要であることから、会社等に対して、電気通信技術に関する研究の推進の責務とその成果の普及の責務を課してきたところである（改正前のN T T法第3条）。

会社等は、上記のとおり日本電信電話公社から引き継いだ技術力等を用いた研究開発が可能である点やその研究開発費の規模等から、我が国の研究開発の中核的な役割が期待されており、我が国の国際競争力の強化を図る上では、会社等が効果的に研究開発を行うことが必要となる。

この点について、情報通信分野は技術革新が著しく、多様な主体による共同研究やその成果の市場投入が活発化している状況に鑑みれば、国が責務に基づき研究開発に関与するよりも、会社等が、事業ニーズを踏まえながら、自らの経営判断で研究開発の内容等を決定することが、研究開発を最も効果的に行うために必要と考えられる。

また、研究成果の普及の責務については、会社は、N T Tグループが海外のベンダーと共同研究を実施しようとした際、海外のベンダーが、研究成果の普及の責務によって公平な開示が必要になる点を考慮して辞退するケースがある等、研究の推進に支障が生じると主張しているほか、研究成果の開示によって技術流出を招く等の課題もある。

これらを踏まえ、本法律では、会社等の研究開発の促進を図るため、会社等の研究の推進の責務及びその成果の普及の責務を廃止することとしている。

3. 2. 外国人役員規制の緩和

会社等は、我が国における適切かつ安定的な電気通信役務の提供や、電気通信技術の研究において重要な公共的役割を果たしている。このため、外国の影響力に対して経営の自主性を確保する必要があることから、改正前のN T T法では、会社等の役員に外国人が就任することは一切認められなかったところである。

しかしながら、近年の激化する国際競争に会社等が対応するためには、会社等の重要な経営事項を決定する際に、海外での事業運営等の識見を取り入れる必要があることから、外国人の役員の就任を認め、グローバルかつ多様な観点での経営を可能とすることで、会社等の国際展開や国際競争力の強化につなげる必要が生じている。

ただし、外国人役員規制の趣旨である外国の影響力に対する経営の自主性の確保という観点も考慮する必要がある。

これらを踏まえ、本法律では、会社等の役員について、外国人の代表取締役への就任及び外国人が役員の3分の1以上を占めることを禁止する規制に緩和することとしている（改正後のN T T法第10条第1項及び第2項）。

3. 3. 役員の選解任の決議に係る認可の緩和

会社の役員について、会社が担う公共的な役割が果たされる上での適格性を総務大臣が審査するため、改正前のN T T法では会社の役員の選解任の決議について認可が必要とさ

れてきたところである。

近年、情報通信分野の国際競争が激化する中で、会社の経営方針や重要事項の決定等を行う役員の重要性が高まっていることを踏まえると、海外での事業運営等の識見を有する人材を適時適切に役員に充てることが重要であることから、役員の選解任を機動的かつ戦略的に行う必要がある。

本法律では、「3. 2. 外国人役員規制の緩和」のとおり外国人役員規制の緩和によって海外での事業運営等の識見を有する外国人の役員への登用が可能となることに加えて、会社がその経営判断で適切な時期に海外での事業運営等の識見を有する人材を登用することができるよう、役員の選解任の決議に係る認可を緩和することとしている。

他方で、外国人役員規制の遵守状況（会社の役員に占める外国人の割合等）を確認することから、会社に対し、その役員の就退任の際に当該役員の国籍等について総務大臣に届け出させることとしている（改正後のNTT法第10条第3項）。

3. 4. 剰余金の処分の決議に係る認可の廃止

会社が剰余金の処分を行う場合、会社の財産が外部に過度に流出し、会社の公共的な役割が損なわれるおそれがあるため、有効適正な使途を確保する観点から、NTT法では会社の剰余金の処分の決議には認可が必要とされてきたところである（改正前のNTT法第11条第1項）。

近年、情報通信市場では、米国や中国、韓国等の巨大企業による大規模な事業投資が行われることによって国際競争が激化していることから、会社においても、十分な資金を確保し、機動的かつ戦略的に事業投資等を行うことが国際競争力を強化するために必要となっている。

このような状況を踏まえ、本法律では、会社が機動的かつ戦略的に剰余金の処分を行うことで、市場価値を高め、資金調達の円滑化に資するよう、会社の剰余金の処分の決議に係る認可を廃止することとしている。

3. 5. 商号の変更の可能化

NTT法では、会社等が公共的な目的を有する特殊法人であることから、「日本電信電話株式会社」、「東日本電信電話株式会社」及び「西日本電信電話株式会社」を会社等の商号とし、その使用の独占を認めてきたところである。

近年、国際競争が激化する中で、国内外の企業も商号変更を行っている等、商号の変更は、競争力の向上を図る観点から有効な手段の一つとされており、会社等の商号について、時代に即したものと国際的に通用しやすいものに変更できるようにすることが国際競争力の強化を図る上で必要と考えられる。

また、会社より、会社等の主要な事業は、固定電話からブロードバンドに移行している中で、商号中の「電信」や「電話」は現在の主な事業とマッチしていないことから、自社で社名を変更できるようにしてほしいとの要望が示された。

これらを踏まえ、本法律では、NTTグループの国際競争力の強化に資するよう、会社等が、市場環境の変化に対応し、自らの判断で商号を柔軟に変更できるようにすることとしている（改正後のNTT法第8条）。

4. おわりに

本法律は、公布の日の翌日（令和6年4月25日）に施行された。

なお、情報通信審議会の第一次答申では、ユニバーサルサービス、公正競争、経済安全保障等、国民・利用者や関係事業者に重大な影響が生じ得る事項について「今後更に検討を深めていくべき事項」として整理されており、引き続きこれらの事項について議論を深めることとされている。

本法律の附則においても、本法律の施行の状況並びに電気通信技術の進展の状況及びその利用の動向、電気通信事業者間の競争の状況その他内外の社会経済情勢の変化を勘案し、国民生活に不可欠な電気通信役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保、電気通信事業の公正な競争の促進、電気通信事業及びその関連事業の国際競争力の強化、電気通信事業に係る安全保障の確保等を図る観点から、NTT法の廃止を含め、会社等に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて、令和7年に開会される国会の常会を目途として、会社等に対する規制の見直しを含む電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の改正等必要な措置を講ずるための法律案を国会に提出するものとしている（本法律附則第4条）。

本法律の施行により、その目的とする我が国の情報通信産業の国際競争力の強化が図られることを期待する。

（オンライン掲載日：令和6年8月9日）